

2011年6月9日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年5月25日付けで諮問（第473号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

横浜地方検察庁検察官検事より、刑事訴訟法第507条（「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の

照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜地方検察庁検察官検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

保護の種類及び給付額、医療扶助がある場合の入・通院先の病院名及び所在地、保護の方法（保護施設の利用）、保護開始の日、保護停止又は廃止決定の有無、資産状況、受給時の住居、受給方法（振込の場合は振込先）、直近の受給日。

イ 目的外に提供する相手方

横浜地方検察庁検察官検事

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、裁判執行業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

なお、生活福祉課では当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方検察庁検察官検事に問い合わせたところ、「7万円の罰金刑を科されたものの支払いが滞っており、自宅に行くも会えない状況であり、支払われない場合は身柄を拘束し収容する措置をとらなければならないことから、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況や生活状況を確認し、執行する必要がある。」とのことで

あった。

本件の目的外に提供する個人情報とは、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、罰金の支払・差押・収監業務を行うものであり、本人通知をした場合には、居所を移す等当該業務の遂行に支障が生じることを執行機関に確認した。

以上から本人通知をしないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 裁判執行関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「7万円の罰金刑を科されたものの支払いが滞っており、自宅に行くも会えない状況である。支払われない場合は身柄を拘束し収容する措置をとらなければならないことから、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況や生活状況を確認し、執行する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件の裁判執行に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

なお、生活福祉課では当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、裁判執行のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、居所を移す等当該業務の遂行に支障が生じることを執行機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上